

ふじのくに芸術祭協賛事業 第 50 回静岡県障害者文化作品展開催要綱

- 1 目 的 障害者が、自らの力で制作した作品の発表をとおして障害者の造形への関心と創作意欲の高揚を促すとともに、制作技術の向上を図り、障害者の積極的な自立と社会参加促進の一助とする。また、併せて障害者に対する社会一般の関心と理解を深めることを目的とする。
- 2 開催期日 令和 6 年 11 月 7 日(木)14:00 ～ 12 日(火) 13:00
◎作品搬入期間 令和 6 年 10 月 21 日(月)～10 月 31 日(木) ※土日を除く
◎会場設営 令和 6 年 11 月 6 日(水) 9:00～17:00
◎審査 令和 6 年 11 月 7 日(木) 10:30～13:00
◎表彰式・閉場式 令和 6 年 11 月 12 日(火) 13:30～
◎搬出作業 令和 6 年 11 月 12 日(火) 閉場式終了次第
- 3 会 場 静岡県総合社会福祉会館 1 階展示ギャラリー他
- 4 主 催 等 主催 静岡県身体障害者福祉会
後援 静岡県・静岡県社会福祉協議会（予定）
- 5 応募資格 県内在住の障害者手帳所持者、あるいは難病等による障害のある方
- 6 作品内容 絵画、書道、写真、彫刻、工芸、手芸、文芸書画の 7 部門
詳細は別紙に定めるとおりとする。
- 7 審 査 員 静岡県・(福)静岡県社会福祉協議会・静岡県立静岡視覚特別支援学校・
静岡県身体障害者福祉会
- 8 入賞点数 優れた作品、及び特に努力のあとが認められる作品に次の賞を授与する。
◎最優秀賞 静岡県健康福祉部長賞 7 点以内
◎優 秀 賞 静岡県身体障害者福祉会 会長賞 14 点以内
◎特 別 賞 静岡県社会福祉協議会 会長賞 7 点以内
◎努 力 賞 静岡県身体障害者福祉会 会長賞 21 点以内
※過去 2 年の最優秀賞受賞者による出展は、特別出展(審査対象外)とする。
- 9 出 展 料 ◎静岡県身体障害者福祉会構成団体 ……無料
◎県内特別支援学校 ……無料
◎その他の団体 ……1 団体 1,000 円
◎個人 ……500 円

10 応募方法 (1) 各団体の長は、各出品希望者の「作品出展票」をとりまとめ、同票及び「団体別出展一覧表」を静岡県身体障害者福祉会事務局に提出する。

(2) 出展申込書送付先

静岡県身体障害者福祉会 担当 小林

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70

TEL : 054-252-7829 FAX : 054-255-2011

(3) 参加費払込

・ 金額…1,000 円 (団体)

500 円 (個人)

・ 同封の払込取扱票を使用して払い込みをしてください。

■郵便払込口座

00860-8-0001887 静岡県身体障害者福祉会

(4) 申込期限

令和 6 年 9 月 25 日 (水) 期限厳守

(別紙) 6 作品内容の詳細

(1)部門と出展点数

- ・ 絵画、書道、写真、彫刻、工芸、手芸、文芸書画の7部門
- ・ 作品は本人が制作したものとし、1人1点に限る。
- ・ グループで制作したものは審査対象外とする。

(2)作品の規格

【絵画】 53.0×45.5 cm以内 【書道】 160×60 cm以内 【写真】 53.0×45.5 cm以内
【彫刻】 90×200 cm以内 【工芸】 90×90 cm以内 【手芸】 90×90 cm以内
【文芸書画】 40×60 cm以内

※規格より大きい作品については、お申込み前にご相談ください。

(3)作品内容

<絵画部門>

- ・ 油彩、水彩画、日本画、パステル画、版画、アクリル画等の平面作品。
- ・ 作品の一部に切り紙を貼り付けてある場合、絵画が主であれば絵画部門に分類し、切り紙が主の作品は手芸部門に分類する。
- ・ 作品は額装をすること。額装をしない作品は色画用紙に貼るなど、直接作品に穴を開けずに展示できるよう工夫すること。

<書道部門>

- ・ 作品には釈文(読み方と説明文)をつけること。
- ・ 作品は額装・軸装・画用紙に貼る等すること。半紙のみの作品は受付できません。

<写真部門>

- ・ 作品は額装すること。

<工芸部門>

- ・ 木工、竹細工、陶芸、ガラスほか、厚みがあり立体的な作品は工芸部門に分類する。
- ・ 作品を自立させるためのイーゼルスタンド等は各自用意すること。

<手芸部門>

- ・ ちぎり絵、切り絵、押し花、折り紙、ビーズアクセサリー、シールアート等は手芸部門に分類する。
- ・ 作品を自立させるためのイーゼルスタンド、衣類用のハンガー等は各自用意すること。

<文芸書画部門>

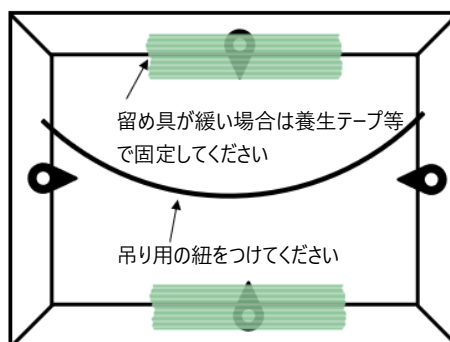
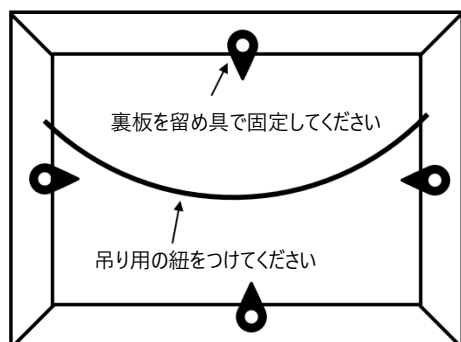
- ・ 創作した詩歌等を書にしたもの、または絵手紙とする。

(4) 注意点

- ・ 市販のキット(塗り絵・ジグソーパズル・プラモデルほか)を組み立てるだけで、誰が作っても同じになるもの・明らかにキットとわかる作品は認めないが、作品の一部分にキットや図案などを利用し、作者の創意工夫がみられるものは可とする。
- ・ 作品を制作するにあたり、著作権を侵害することがないように十分気を付けること。
第三者からの権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても一切の責任を負いません。
- ・ 出展部門の疑義は審査会で決定する。
- ・ 作品には、題名、住所、氏名(雅号を含む)を記入した「作品出品票」を添付し、必要なものには「天地」を明記する。
- ・ 作品の置き方等指定がある場合は、写真または説明書きを添付すること。
- ・ 絵画、書道、写真、手芸の額装をしている作品は、必ず後ろに紐を付けること。
- ・ 額縁の裏板は、下図のように留め具(トンボ)で必ず固定すること。留め具が緩く不安定な場合は、養生テープ・ガムテープ等で固定してください。
- ・ 搬入、搬出時に作品が破損しないよう、作品の梱包は丁寧をお願いします。

< 額装の場合 >

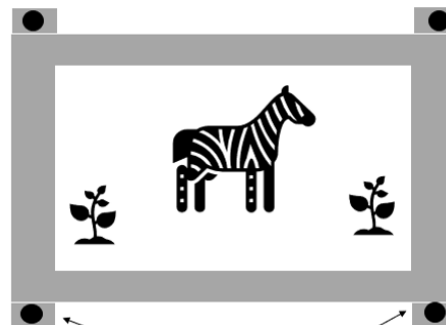
(額の裏面)



< 額装・軸装等しない場合 >



作品を色画用紙に貼るなど、作品に穴を開けずに展示できるようにしてください。



画鋲を刺す部分に耳をつけていただいても結構です。

(5) 作品の管理について

作品の取り扱いや管理については万全を尽くしますが、万一の事故や不慮の災害にあった場合の責任は負いません。損害保険は、必要に応じて